

旧名護市消防庁舎等跡地における事業者公募に向けて  
**民間事業者の皆様との「対話」を実施します**  
～公民連携による課題解決型公募手法の実施～

名護市では、平成29年8月に新消防庁舎への移転により用地廃止施設となった旧名護市消防庁舎等跡地(名護市東江区)を効果的に活用することにより、地域課題の解決を図ることを目的とした事業者公募を今後予定しています。(次頁参照)

事業者公募に先立ち、民間事業者の皆様にも地域課題の解決に繋がる提案をしていただきながら、公募に向けた条件整理を行うため、民間事業者の皆様との対話を実施しますので、ご参加ください。

なお、この対話を通じて、民間事業者の皆様と本市のコミュニケーションが図られ、民間活力を生かした地域活性化が具体化していくことが期待されます。

【課題解決型公募手法の流れ】



※事業者公募は、平成30年度の実施を予定しています。

●対話の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。)

- 1 日時 : 平成30年1月9日(火)～1月15日(月)で30分から1時間程度(申込後、個別に調整します)
- 2 場所 : 名護市港一丁目1番1号 名護市役所3階第一会議室  
※ 調整により上記期間外で実施する場合があります。
- 3 対象者 : 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
- 4 対象地の情報及び対話の内容等について : 2ページ以降参照

●対話参加の申し込み(対話予約)

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールへ添付のうえ、期間内に下記申込先記申込先へご提出ください。なお、件名は【対話参加申込】としてください。

- 1 申込先  
名護市 地域政策部 企画情報課 E-mail:kikakujouhou@city.nago.lg.jp
- 2 申込期間  
平成29年11月30日(木)～12月25日(月)午後5時まで

●説明会の開催(事前申込制)

対象地の概要及び対話の実施方法について、事前の説明会及び現地視察を開催します。参加を希望される方は、期日までに上記申込先へEメールにてご連絡ください。なお、件名は【説明会参加申込み】としてください。参加人数は法人ごとで2人までとします。

- 1 日時 : 平成29年11月30日(木) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場所 : 名護市港一丁目1番1号 名護市役所3階 第一会議室
- 3 申込期限 : 平成29年11月28日(火) 午後5時まで

※ 説明会終了後、現地視察を予定しています。移動は各自で行ってください。

※説明会に参加されない場合でも、対話にはお申し込みいただけます。

# 1 事業用地の概要及び公募要項における基本事項（対話時点案）

## (1) 土地の情報

	①旧名護消防本庁舎	②旧名護消防訓練塔
所在地	名護市東江五丁目2番29号 (五丁目6517番2)	名護市東江五丁目3番3号 (五丁目6516番2)
地目	雑種地	雑種地
土地面積	2, 737 m <sup>2</sup>	2, 355 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域	第1種住居地域
建ぺい率	80%	60%
容積率	200%	200%

※都市計画法による制限内容、建築基準法道路種別等は名護市建設部にて確認ください。

## (2) 地域課題について

地域課題：本市は、平成32年以降人口減少が予測されているため、名護市消防本庁舎及び名護消防訓練塔の移転に伴い発生した跡地を活用して、定住促進に繋げるため雇用の場の創出及び産業振興、地域振興を図っていく必要があります。

本市の取組：民間活力を生かした地域活性化を目指し、名護市消防本庁舎等跡地の公募売却又は公募貸付に取り組んでいます。

## (3) 公募条件（素案）

定住促進に繋げるため雇用の場の創出及び産業振興、地域振興に資する施設を主たる利用用途とする提案を募集します。本市が想定している施設としまして、宿泊施設又は商業施設となります。なお、提案に当たっては下記の点にご留意ください。

- ・旧消防本庁舎跡地及び旧消防訓練塔跡地を一体的に利用すること。
- ・名護市が指定されている経済金融活性化特区の活用を検討すること。
- ・本市第4次名護市総合計画、他提案する施設に関連する補完計画を考慮した上で提案すること。

## (4) 事業方式：土地売却方式又は土地貸付方式

## (5) 公募にあたっての応募資格

事業の実施に必要な免許、知識、経験・実績、資力、信用及び技術力を有していることのほか、その他の条件を公募要項に記載します。

※ 今回の対話の結果、事業者公募の際に公募条件等基本事項が変更となる可能性があります。

## 2 対話内容（当日の対話において、お聞きしたいと考えている事項です。）

事業者公募における条件については、上記〈公募要項における基本事項〉の内容を想定しています。対話では、主に以下の項目について意見をお聞かせください。

### ア 地域課題の解決

地域課題(名護市消防本庁舎の移転に伴い発生した跡地を有効に活用し、雇用の場の創出及び産業振興、地域振興を図ることが必要)の解決に向けて、提案できる内容・事業コンセプト(地域経済の循環を最大限にするための考え方等)

### イ 施設整備等

(ア) 提案を予定している施設の市場動向

①設置の可能性 ②想定規模 ③施設の内容

(イ) 想定事業費

①土地費 ②建築費 ③その他費用

### ウ その他公募の参考となる事項について

(例：隣接する民間集合住宅等への配慮、当該事業用地の市場性、災害発生時等緊急時における業務継続方法を確認するための考え、公募の際の提案募集時に名護市に提示してほしい資料やその他要望等)

## 3 留意事項（必ずご覧のうえ、ご参加ください。）

(1) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(2) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・ 対話への参加に要する費用は、参加された民間事業者の負担とします。
- ・ 説明資料の提出は求めません。ただし、必要だと考える場合は、ご持参して結構です。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）を行うことがあります。ご協力をお願いします。

(4) 実施結果への協力

- ・ 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・ 公表にあたっては、予め参加された民間事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加された民間事業者の名称は、公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 名護市暴力団排除条例（平成23年9月28日名護市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同2条第2号に規定する暴力団員

## 4 担当・参加申込連絡先

課・担当	名護市地域政策部 企画情報課 宮里・安座間
所在	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
電話番号	0980(53)1212 (内線292・242)
E-mail	<a href="mailto:kikakujouhou@city.nago.lg.jp">kikakujouhou@city.nago.lg.jp</a>

〈位置図〉

